

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部 長寿課	
契約締結年月日	令和8年4月1日	
業 務 名	地域包括支援センター運營業務	
業 務 の 概 要	高齢者の総合相談・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメントなどの事業実施により、地域の様々な人や機関が連携して高齢者を支え合う「地域包括ケアシステム」が、市内全域において機能することを目的とし、実施する。	
契約金額(税込)	104,520,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	尾張旭市社会福祉協議会は、本市の地域福祉の中心的存在であり、市民に対する活動実績及び信頼がある。また、介護サービス事業者で構成する「尾張旭市介護サービス事業者連絡会」の事務局にもなっており、各介護サービス事業者に対し中立的な立場で、各事業者のまとめ役でもあるため、市内で唯一、公正かつ中立に地域包括支援センターを運営することが可能な法人である。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部 長寿課です。